

委 託 契 約 書

- 1 委託事業の名称 岡山県成功報酬型企業誘致委託制度
- 2 業務委託の期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 3 契約保証金 免除

委託者岡山県（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 甲は、「岡山県成功報酬型企業誘致委託制度実施要領」に基づき、指定区画に係る企業誘致業務及びその附帯業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。
- 2 乙は、「岡山県成功報酬型企業誘致委託制度実施要領」及び「岡山県成功報酬型企業誘致委託制度業務委託仕様書」に基づき、業務委託の期間中、委託業務を行わなければならない。

（定義）

- 第2条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 補助金 新岡山県企業立地促進補助金、新岡山県物流施設誘致促進補助金及び岡山県大型投資・拠点化促進補助金をいう。
 - (2) 県営産業団地 県が造成し、又は分譲している一団の土地をいう。
 - (3) 指定区画 県が本制度の対象として指定する県営産業団地内の分譲区画をいう。
 - (4) 誘致対象企業 指定区画に補助金の交付対象施設を建設しようとする者であって、補助金の交付要件を満たす者をいう。
 - (5) 企業誘致業務 指定区画に立地する誘致対象企業の探索及び県と誘致対象企業が県有財産に係る売買契約（貸付特約付を含む。以下「県有財産売買契約」という。）を締結するに至るまでの交渉に関する一切の業務をいう。
 - (6) 委託業者 県が業務委託契約を締結する者をいう。
 - (7) 消費税等相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する金額をいう。

（特約事項）

第3条 甲が乙以外の者に本制度の業務委託を行う場合において、甲はその旨を乙に明示する義務を負わないものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第4条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第5条 乙は甲があらかじめ書面により承諾した場合を除き、委託業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(指定区画の通知等)

第6条 指定区画は、別紙「指定区画一覧」に示すとおりとする。

2 甲は、誘致対象企業との県有財産売買契約締結等により指定区画の指定を取り消したとき、指定区画に係る不動産の表示等を変更したとき、又は新たな区画を指定したときは、直ちにその旨を乙に通知しなければならない。

(業務報告等)

第7条 甲は、乙に対して委託業務の状況の報告若しくは資料の提出を求め、又はこれらの業務の状況を調査することができる。

(資料提供等)

第8条 甲は、乙に対して企業誘致業務の遂行に必要な資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(企業誘致業務の完了)

第9条 乙が行う委託業務は、乙が甲に紹介した誘致対象企業が、甲と県有財産売買契約を締結した後に、次に掲げる場合のいずれかに該当したときに完了するものとする。

(1) 県有財産売買契約が貸付特約付でないものであって、当該県有財産売買契約に係る所有権移転及び買戻特約の登記が完了したことを甲が確認した場合

(2) 県有財産売買契約が貸付特約付であるものであって、当該県有財産売買契約に係る契約保証金の納付が完了したことを甲が確認した場合

2 甲は、前項各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を乙に報告しなければならない。

3 乙は、前項の規定により、甲から報告を受けたときは、甲に対して、委託業務に係る委託料を書面により請求することができる。

(委託料の支払)

第10条 甲は、前条第3項の規定により乙から適正な請求があった日から30日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

2 甲が支払期日までに乙に対して委託料を支払わないときは、甲は当該期間の満了の日の翌日から支払日までの日数に応じ、未払の金額につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるときは、乙は、当該端数を請求しないものとする。

(委託料の額)

第11条 前条に規定する委託料の額(消費税等相当額を含む。)は、指定区画の売買に係る代金の額に3%を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。この場合において、1円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(委託期間の更新)

第12条 この契約に係る委託期間は、甲及び乙の合意に基づき、更新することができる。

2 前項の規定により委託期間の更新をしようとするときは、委託期間の満了に際して甲から乙に対してその旨を申し出るものとする。

3 前2項の規定による委託期間の更新に当たり、甲乙間でこの契約の内容について別段の合意がなされなかったときは、従前の契約と同一内容の契約が成立したものとみなす。

(契約の解除)

第13条 甲又は乙がこの契約に定める義務の履行に関してその本旨に従った履行をしないときには、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に係る業務について信義に従って誠実に履行する義務に違反したとき。
- (2) この契約に係る重要な事項について故意若しくは重過失により事実を告げなかったとき又は不実のことを告げる行為をしたとき。
- (3) 不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (4) 甲の調査を妨げたとき又は偽りその他の不正の行為があると認められたとき。
- (5) 乙の役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明したとき。
- (6) その他この契約に違反したと認められるとき。

(違約金)

第14条 前条の規定により、甲がこの契約を解除したときは、甲は、乙に対して違約金を請求することができるものとする。

2 前項の違約金の額は、甲がこの契約の事務の処理に要した費用の額を超えることはできない。

(損害賠償責任)

第15条 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙がその賠償の責めを負うものとする。（機密の保持）

第16条 乙は、委託業務の実施に当たって知り得た甲又は誘致対象企業に係る情報を甲及び誘致対象企業の承諾なく公表し、又は第三者に漏らしてはならない。

2 乙が委託業務の実施に当たって甲又は誘致対象企業から提供を受けた資料は、乙の責任において保管するものとし、その取扱いについては、当該資料を提供した者の指示に従うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(合意管轄裁判所)

第18条 この契約に係る訴訟については、岡山地方裁判所をもって合意による管轄裁判所とする。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(再委託)

第6 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。

(点検の実施)

第8 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(事故時の対応)

第9 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

別紙「指定区画一覧」

1 最終異動日：令和3年3月31日

2 指定区画数：全2区画

3 指定区画に係る不動産の表示等

指定番号	第3号
名称	県営真庭産業団地 南18号地
所在	真庭市中原字中原202番18
地目	雑種地
地積	11,705平方メートル(公簿)
指定状況	指定年月日：平成31年3月25日
売買代金の額	複数の不動産鑑定士による鑑定評価額(1平方メートル当たり単価)の平均額に地積を乗じて得た額

指定番号	第5号
名称	県営久米産業団地 4-2号地
所在	津山市くめ字団地50番75
地目	雑種地
地積	27,026平方メートル
指定状況	指定年月日：平成31年3月25日
売買代金の額	複数の不動産鑑定士による鑑定評価額(1平方メートル当たり単価)の平均額に地積を乗じて得た額